

# 大阪商業大学校友会 広島県支部

## 広島東洋カープ 岡田明丈投手後援会 規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 広島東洋カープ 岡田明丈投手の後援会の名称は「大阪商業大学校友会広島県支部 広島東洋カープ 岡田明丈投手後援会（以下、後援会という。）」とする。

(目的)

第2条 後援会の目的は、広島東洋カープ 岡田明丈投手の活躍を応援、支援すると共に、大阪商業大学校友会広島県支部（以下、「県支部」という）の発展充実に寄与すること及び会員相互の親睦、交流を深めることを目的とする。

(事務所)

第3条 後援会の事務所は、次の住所に置く。

住 所 広島市中区本通 1-15 株式会社永井紙店内

### 第2章 会員

(組織)

第4条 後援会は、県支部会員を持って組織する。

(会員)

第5条 会員資格は、大阪商業大学校友会広島県支部規約（以下、「県支部規約」という）に準じるものとし、暴力団等の反社会勢力の構成員もしくは構成員と関係の無い者とする。

但し、入会金、年会費の納入をもって会員とする。

(会員の除名)

第6条 会員の除名は、県支部規約に準じるものとするほか、次に該当するものは強制除名とする。

1. 本会の規約に違反した場合。
2. 本会を営利目的の活動に利用した場合。
3. 暴力団等の反社会勢力の構成員や構成員と関係した場合。

### 第3章 役員

(役員)

第7条 後援会の役員を次のように定める。ただし、県支部役員との兼務を妨げない。

会 長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
監 事	2名
理 事	12名以内
会 計	1名
顧 問	12名以内

(理事会)

第8条 後援会に理事会を置くことができる。

1. 理事会は、後援会の運営に関する決議を行う。
2. 理事会は、必要に応じて、随時、会長が招集する。

(役員任期)

第9条 後援会役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

(役員選出)

第10条 後援会役員の選出は、会員からの互選とし、理事会、総会で決定する。

(役員事務)

第11条 本会の役員、事務分掌は次のとおりとする。

1. 会長は、後援会を総括するほか、総会の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐する他、会長に事故等があった場合その職務を代行する。
3. 事務局長は、後援会の事務を担当する。
4. 理事は、後援会の運営に関する事項を協議決定する。
5. 監事は、会計執行について、毎年度、監査を行う。
6. 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

### 第4章 会議

(総会)

第12条 総会は、毎年、県支部総会の終了後に行う。

なお、臨時総会は、必要に応じて、随時、会長が招集する。

(総会議事)

第13条 総会の議事運営は、県支部規約に準じるものとする。

## 第5章 会 計

(会費)

第14条 後援会の会費は、入会金 1,000 円、年会費 2,000 円とする。毎年、年度当初に、徴収する。

(運営経費)

第15条 後援会の運営経費は、入会金、年会費、寄付金、その他の収入をもって充てるものとする。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算)

第17条 後援会の歳入、歳出決算は、監事の監査を経て理事会及び総会で会員の承認を得なければならない。

(疑義の決定)

第18条 この規約に定めのない事項は、その都度、理事会で協議し決定する。

## 第6章 規約の改廃

(規約改廃)

第19条 この規約の改廃は、理事会及び総会において、出席者の2分の1以上の賛同を得なければならない。

## 第7章 附 則

(施行日)

第20条 この規約は、平成29年5月28日より施行する。